



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
令和6年8月5日

担	労働基準部 賃金室
	室長 清水 和義
当	室長補佐 本間 徹
	電話 075 - 241 - 3215

京都府最低賃金が時間額1,058円（50円引上げ）へ

～京都府最低賃金審議会が答申～

京都府最低賃金審議会（会長 岩永 昌晃）は、本年6月27日（木）に京都労働局長（角南 巖）から「京都府最低賃金の改正決定」の諮問を受け、京都府最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本日、結論を取りまとめ、京都労働局長に対し「時間額1,058円」とする旨の答申を行った。

今後は、この答申の内容についての異議申出などの諸手続を経て、京都府最低賃金が改正されることになる。

改正額の効力発生日は、令和6年10月1日の予定である。

1 今後の手続

- （1） 答申に対する異議申出手続に関する公示を本日実施（公示期間は8月5日から8月20日まで）
- （2） 答申に対する異議申出があった場合の異議の取扱い審議の実施
- （3） 異議の取扱い審議を経て、改定額の発効
- （4） 改正決定の効力発生は10月1日の予定

2 参考資料

- （1） 答申文写し
- （2） 京都府最低賃金の推移
- （3） 地域別最低賃金額の改正決定の手順

京 賃 審 発 第 18 号
令 和 6 年 8 月 5 日

京 都 労 働 局 長
角 南 巖 殿

京 都 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 岩 永 昌 晃

令 和 6 年 度 京 都 府 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に つ い て (答 申)

当審議会は、令和6年6月27日付け京労発基0627第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、材料費、エネルギー費の高騰等を背景に、特に中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が二極化している現状を踏まえ、以下のことを要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備

政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、生産性向上に向けた現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの影響軽減策の実施

中小企業・小規模事業者の経営が継続されるよう最低賃金の引上げの影響を軽減するために、業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと、また非正規労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金等の各種助成金制度に加え、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を強く要望する。

3 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度の改正

多くの企業が慢性的な人材不足となっている中、働きたい人に就労の制限がかかる現状は大きな課題である。その対策として実施されている現在の「年収の壁・支援強化パッケージ」は、最低賃金引上げによる就労調整等の影響を直接的に防止する施策になっていない。法整備等、「年収の壁」に関する抜本的な国としての対策を早急に講じることを強く要望する。

4 最低賃金の地域間格差による労働力流出の防止

最低賃金の地域間格差は中央最低賃金審議会でも大きな議論となっているが、当審議会においても同様であった。地域間格差による労働力流出の防止は各地域ともに大きな課題であるが、都道府県を超える広域的現象であり、各地方最低賃金審議会で解決できる内容でなく、中央最低賃金審議会での再考を強く要望する。

別紙

京都府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
京都府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,058 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

京都府最低賃金の推移

京都労働局 賃金室
令和6年8月5日作成

年度	最低賃金	引上額・率	
	時間額（円）	（円）	率（％）
14	677	0	0.00
15	677	0	0.00
16	678	1	0.15
17	682	4	0.59
18	686	4	0.59
19	700	14	2.04
20	717	17	2.43
21	729	12	1.67
22	749	20	2.74
23	751	2	0.27
24	759	8	1.07
25	773	14	1.84
26	789	16	2.07
27	807	18	2.28
28	831	24	2.97
29	856	25	3.01
30	882	26	3.04
元	909	27	3.06
2	909	0	0.00
3	937	28	3.08
4	968	31	3.30
5	1,008	40	4.13
6	1,058	50	4.96

令和6年の時間額1,058円については令和6年8月5日現在では答申のみで、正式な額の確定には至っていない。

地域別最低賃金の改正決定の手順

 都道府県労働局長が行う事項

 最低賃金審議会が行う事項

 労働者又は使用者が行う事項

最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金

(地域別最低賃金)

